

令和5年 壱岐市議会定例会 12月 会議録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和5年12月22日 午前10時00分開議

| | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の追加指名 | 11番 豊坂 敏文 |
| 日程第2 | 議案第54号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第3 | 議案第55号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第4 | 議案第56号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第5 | 議案第57号 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第6 | 議案第58号 壱岐市税条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第7 | 議案第59号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第8 | 議案第60号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第9 | 議案第63号 壱岐市火災予防条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第10 | 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市テレワーク施設) | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第11 | 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市芦辺浦住民集会所) | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |

| | | | |
|-------|--------|------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 日程第12 | 議案第66号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場） | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第13 | 議案第67号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校） | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第14 | 議案第69号 | 公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園） | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第15 | 議案第70号 | 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園） | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第16 | 議案第72号 | 令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第17 | 議案第73号 | 令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第18 | 議案第74号 | 令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第19 | 議案第76号 | 令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号） | 総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第20 | 陳情第1号 | 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情 | 総務文教厚生常任委員長報告・ 不採択 本会議・不採択 |
| 日程第21 | 議案第61号 | 壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決 |
| 日程第22 | 議案第62号 | 壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について | 産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決 |
| 日程第23 | 議案第68号 | 公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐） | 産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決 |
| 日程第24 | 議案第75号 | 令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決 |

| | | | |
|-------|-------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 日程第25 | 議案第77号 | 令和5年度老岐市水道事業会計補正予算 (第1号) | 産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決 |
| 日程第26 | 議案第71号 | 令和5年度老岐市一般会計補正予算(第5号) | 予算特別委員長報告・ 可決 本会議・可決 |
| 日程第27 | 認定第1号 | 令和4年度老岐市一般会計歳入歳出決算認定について | 決算特別委員長報告・認定 本会議・認定 |
| 日程第28 | 議案第78号 | 令和5年度老岐市一般会計補正予算(第6号) | 財政課課長、市民部部長、企画振興部部長、 農林水産部部長 議案説明・ 質疑あり・委員会付託省略・可決 |
| 日程第29 | 発議第2号 | 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主 導的役割を果たすことを求める意見書の提 出について | 提出議員 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 可決 |
| 日程第30 | 議員派遣の件 | | 原案のとおり 決定 |
| 日程第31 | 委員会の閉会中の継続調査の申出の件 | | 申出のとおり 決定 |

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員(14名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 土谷 勇二君 | 11番 豊坂 敏文君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 市山 繁君 |
| 15番 赤木 貴尚君 | 16番 小金丸益明君 |

欠席議員(1名)

| |
|------------|
| 10番 音嶋 正吾君 |
|------------|

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|---------|--------|
| 市長 | 白川 博一君 | 副市長 | 眞鍋 陽晃君 |
| 教育長 | 山口 千樹君 | 総務部部長 | 中上 良二君 |
| 企画振興部部長 | 塚本 和広君 | 市民部部長 | 西原 辰也君 |
| 保健環境部部長 | 崎川 敏春君 | 農林水産部部長 | 谷口 実君 |
| 建設部部長 | 平田 英貴君 | 消防本部消防長 | 山川 康君 |
| 教育次長 | 目良 顕隆君 | 総務課課長 | 横山 将司君 |
| 財政課課長 | 原 裕治君 | 会計管理者 | 篠崎 昭子君 |
| 監査委員 | 吉田 泰夫君 | | |

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

音嶋議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案1件を受理しております。

日程第1. 会議録署名議員の追加指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

本会議1日目に指名しておりました会議録署名議員の音嶋議員が本日欠席のため、会議規則第88条の規定により、11番、豊坂敏文議員を追加指名いたします。

日程第2. 議案第54号～日程第20. 陳情第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第2、議案第54号から日程第20、陳情第1号まで以上19件

を一括議題とします。本件については、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託しておりますので、審査結果について、委員長から報告を求めます。植村圭司総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 令和5年12月22日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第54号、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第55号、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第56号、壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第57号、壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第58号、壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第59号、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決。

議案第60号、壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第63号、壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）、原案可決。

議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）、原案可決。

議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）、原案可決。

議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）、原案可決。

議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）、原案可決。

議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、原案可決。

議案第72号、令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第73号、令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第74号、令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第76号、令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、陳情にまいります。

令和5年12月22日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和5年12月11日。件名、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情。審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見。意見書の提出を願意とする陳情であるが、本市においては現在のところ脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平等は確認されていないため、意見書の提出は行わず、陳情内容については、今後も実態把握に努めながら注視していく。措置はなしです。

以上。

○議長（小金丸益明君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（植山 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第54号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第54号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

市民は、ガソリン、灯油、食品等の価格の高騰により厳しい生活を強いられています。農業では米価が下がり、牛の飼料代が高騰。一方、牛の値段の下落の中で、農業経営が厳しい状況にあり、収入も減っております。

漁業では、魚が捕れない、魚が安い、そして燃油代の高騰で、収入は減る一方であります。

年金生活の高齢者は年金が減り、一方で、医療や介護の保険料の負担増、病院での窓口負担の増加で、生活の安心を欠く状況に陥っております。

若者の賃金は上がることなく、低い水準に置かれたままであります。市の職員も、パート労

働で働く会計年度任用職員が年々増加し、不安定な労働条件の下で、低い給料に置かれたまま
であります。

市民の苦境をつくったのは政治の責任であります。市民に対して、押しつけて済むものでは
ないと考えます。議員としての責任の一端を担っていることを痛感せざるを得ません。

市は、報酬の値上げの判断は議員がすべきものであると述べて、この議案を提出した理由と
挙げました。そのような安易な議案の提出には賛同できません。

ましてや市民の代表である議員として、市民の苦境に寄り添い、市民の理解を得るには程遠
いこの議案に対して、反対として討論といたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５４号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立
願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第５４号は原案のとおり可決いたしまし
た。

次に、議案第５５号について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第５５号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例
の一部改正について、反対討論を行います。

市は、給与の引上げ理由として、人事院勧告によるとしております。また、他の自治体もみん
な引き上げる状況にあるともししております。これでは市民の理解は得られないと考えます。

給与の引上げの判断は、市民生活の状況や市民の声で判断すべきではありませんか。

今、市民の生活は物価高騰の中で、賃金も年金も上がらず、大変な生活になっております。国
も国民生活の状況を見て、低所得者に対して緊急に７万円の支給をするほどの状況ではありま
せんか。

今回の引上げは、市民の理解が得られるとはとても思えません。政治の信頼を高めるには、
市民の生活を第一に考えて行わなければならない。そうしなければ、信頼は高まるものではあ
りません。私利私欲に走るかのようなことでは、信頼を失うだけになると考えます。

以上のことをもって、反対といたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の4件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の4件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の4件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第60号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、反対討論を行います。

市は、へき地保育所の閉園は、平成26年の「壱岐市公立幼稚園及び保育所運営のあり方について（答申）」に沿ったものだと言います。

しかし、答申は、社会全体として子育てを応援し、子どもの最善の利益を実現することを目指すとしております。そして効率的な運営のために、各町に幼稚園型認定こども園及び保育所を1か所ずつ統合を行うとしております。郷ノ浦町のへき地保育所は郷ノ浦幼稚園と統合し、

幼稚園型認定こども園の設置を検討するとしております。柳田、志原保育所は、認定こども園または認定保育所と検討すべきとしているわけであります。

市は答申を受けてやっているという以上、時々都合で答申をねじ曲げることはやめるべきであります。

令和5年4月に民間の認定こども園の開園を予定しておりましたが、令和6年3月に開園が延期されました。しかし、結局は撤退となりました。認定こども園の撤退による保育の受皿が、予定が大きく変わったわけであります。

民間の認定こども園の開園を前提としたへき地保育所の閉園を、子ども・子育て会議の変更、承認をもって強引に進めてきたわけでありますが、へき地保育所の閉園だけを強行することは、市民や保護者の願いに反するものであります。

壱岐市は、第3次壱岐市総合計画の中で子育て環境の充実を挙げ、幼児教育、保育サービスを充実するために認定こども園の整備を掲げ、4施設にするとしております。

石田認定こども園1施設は造りましたが、その後の建設は進んでおりません。保育所ニーズの高い郷ノ浦町にはできていないにもかかわらず、へき地保育所の閉園は、実情を無視したものであります。

壱岐市は、へき地保育所の閉園は平成26年度の答申に沿ったものと強弁しますが、答申は新たな施設、認定こども園の建設があつての話ではありませんか。郷ノ浦での認定こども園の建設がなく、へき地保育所だけの閉園は、保育の受皿をなくし、保育者の、保護者のニーズに応えることにもならず、働きながら子育てする環境を悪くすることにつながります。

子どもの最善の利益を実現するどころか、逆行するものであります。保育を利用する保護者が増えているときに、保育所をなくしていく。保護者の願いに背くやり方ではありませんか。

保育所の閉園を急ぐのではなく、認定こども園の建設を進めながら、へき地保育所の閉園に対する保護者の理解を深めて、閉園に進むべきであります。そのことが、保育者の、保護者の保育ニーズに応じて、安心して子育てしていく道であり、政治の信頼を高めていく道です。子どもの最善の利益をもたらすものであると考えます。

以上のことをもって、改正について反対といたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立

願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号の6件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号の6件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号の6件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号の4件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号の4件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号の4件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、陳情第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択すべきものです。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、陳情第1号は不採択することに決定いたしました。

日程第21. 議案第61号～日程第25. 議案第77号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第21、議案第61号から日程第25、議案第77号まで以上5件を一括議題とします。本件については、産業建設常任委員会で審査を付託しておりますので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。中原正博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和5年12月22日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第61号、壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第62号、壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）、原案可決。

議案第75号、令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第77号、令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

○議長（小金丸益明君） これから、産業建設常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第61号及び議案第62号の2件について、一括討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号及び議案第62号の2件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第61号及び議案第62号の2件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号及び議案第77号の2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第75号及び議案第77号の2件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第75号及び議案第77号の2件は、原案のとおり全て可決されました。

日程第26. 議案第71号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第26、議案第71号を議題とします。本件については、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。赤木貴尚予算特別委員長。

[予算特別委員長（赤木 貴尚君） 登壇]

○予算特別委員長（赤木 貴尚君） 令和5年12月22日、竜崎市議会議長、小金丸益明様。予算特別委員会委員長、赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、竜崎市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第71号、件名、令和5年度竜崎市一般会計補正予算（第5号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員会委員長の報告を終わります。

[予算特別委員長（赤木 貴尚君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから、議案第71号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第71号について採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第71号については原案のとおり可決されました。

日程第27. 認定第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第27、認定第1号を議題とします。本件については、決算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長からの報告を求めます。中田恭一決算特別委員会委員長。

[決算特別委員長（中田 恭一君） 登壇]

○決算特別委員会委員長（中田 恭一君） 委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長、小金丸益明様。

決算特別委員会委員長、中田恭一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、認定第1号、件名、令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について。審査の結果、認定。

委員会の経過といたしまして、本議案は9月会議において質疑まで終了し、決算の細部については、各常任委員会の所管事務調査の中で審査を行いました。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、決算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員会委員長の報告を終わります。

[決算特別委員長（中田 恭一君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから、認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

[議員（4番 山口 欽秀君） 登壇]

○議員（4番 山口 欽秀君） 認定第1号令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定につい

て、反対討論を行います。

反対の第1の理由は、一部企業が優遇される事業が推進されていることでもあります。九州郵船には1,352万円余、ORCには燃料費補助として600万円余の多額の補助が行われています。

Power to Gas推進事業では、水を分解し水素と酸素を作り、水素を使い発電する、酸素と温水をフグの養殖に使うものであります。一企業がやるフグの養殖事業に多額の利益をつぎ込み、利益を上げています。

この事業は、令和元年度に2,006万円余、令和2年に3億3,600万円余、そして令和3年から令和5年までに合計1億3,000万円余の予算で事業が進められてきました。プラントの稼働で、電気代、酸素、温水の利用代、養殖への効果で年間1,500万円余の利益を上げています。高額の利益が一企業へもたらされる、極端に優遇される事業となっております。

令和4年においては、理解促進事業として、フグ養殖の宣伝等に1,000万円余が使われています。市民生活を豊かにすることにはならず、泡のように消えていく予算の使われ方ではありませんか。

第2の反対理由は、市外へのお金が流れる事業が多いことです。地方創生テレワーク推進事業や壱岐なみらい研究所運営事業などがあります。外部専門人材招聘事業に479万円、地域活性化起業人負担金として559万円が使われています。これらが今の壱岐の現状を分析し、経済の活性につながってきませんか。

ふるさと納税事業では、島外の仲介業者に多額の手数料が支払われております。

第3の反対理由は、壱岐の一次産業である農業、漁業の苦境に対して、有効な手だてを打てなかったことでもあります。稲作、畜産からの離農に歯止めがかかりません。中山間地域等に、農地の耕作放棄地が増えております。

畜産業でも高齢化が進み、牛を手放す農家が増え、5年後10年先の経営が見通せない事態になっております。危機感を持った取組が必要であります。

第4に、少子高齢化が進む壱岐において、子ども、高齢者に冷たいことでもあります。島外からの小・中学校の修学旅行費の補助があります。県外からは、1泊2日で1人3,000円、2泊3日で4,000円、県内では1泊2日で1人5,000円、2泊3日で6,000円という厚い支援が行われている一方で、壱岐の子どもが修学旅行に行くのに補助はありません。

壱岐市の奨学金貸付事業では、貸付けだけで、給付の奨学金制度がない事業になっております。就学援助費では、他市で出ている校外活動費やクラブ活動費への支援がありません。

高齢者が望んでいる入湯券の補助がカットされたままであります。病院や買物へ行くためのタクシー券への補助はありません。

第5に、日本初の気候非常事態宣言をした市として胸を張れる取組がないことでもあります。プラスチックごみの焼却を減らし、CO₂削減の取組に関心がありません。その一方で、洋上風力発電に偏った力の入れ方になってはいませんか。

この洋上発電事業は、令和3年度に3,289万円余、令和4年度に3,113万円余の予算で行われました。しかし、事業の目的であった国への洋上風力予定地海域を示すことができず、事業としては足踏みに終わりました。6,000万円余もの予算が無駄になったと言える結果ではありませんか。

以上の5点、市民の福祉増進になっていない施策の改善を求めて、反対討論といたします。

[議員(4番 山口 欽秀君) 降壇]

○議長(小金丸益明君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小金丸益明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(小金丸益明君) 起立多数です。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第28. 議案第78号

○議長(小金丸益明君) 次に、日程第28、議案第78号令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長(白川 博一君) 登壇]

○市長(白川 博一君) 議案第78号令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)の上程について、私からその経緯等について御説明させていただきます。

本議案が12月会議最終日の本日上程となりましたのは、議会運営委員会においても御説明いたしました。市民生活支援のため、速やかな対応を図る必要があることからでございます。

御存知のように、11月29日に国の補正予算が成立いたしました。これは、主として物価高の影響に対応するための補正予算ですが、詳細な内容の通知等を踏まえた上での予算編成の必要があり、ただいま議決いただきました令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)に反映させる時間がなかったことから、新たに補正予算(第6号)として、本日上程となりまし

たことを、御理解いただきたいと存じます。

本補正予算の内容につきましては、国の補正予算の趣旨を踏まえ、低所得者世帯に対する臨時特例給付金事業として2億8,481万8,000円、生活者支援事業として、生活応援プレミアム付き商品券発行事業8,079万4,000円、事業者支援として、4事業2,824万8,000円の、合計3億9,386万円の予算編成を行ったところであります。

具体的には、財政課長及び所管部長等から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） おはようございます。

議案第78号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,386万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254億7,306万4,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。本日の提出でございます。

今回の補正は、国の補正予算により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることになったことに伴う、低所得世帯に対する臨時特別給付金及び物価高騰対応支援事業について、補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ、第2表繰越明許費補正、1.追加で、2款総務費、1項総務管理費、低所得世帯に対する臨時特別給付金事業5,685万円及び生活応援プレミアム付き商品券発行事業3,231万8,000円は、事業が年度内に完了しない見込みであるため、事業費の一部を翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等につきましては、別添資料4、令和5年度12月追加補正予算案概要の4ページに記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により、内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税の普通交付税は、今回の補正に係る一般財源として1,562万4,000円を計上しております。なお、令和5年度の普通交付税につきましては、国の補正予算に伴い再

算定が行われ、1億55万3,000円が追加交付され、再算定後の令和5年度普通交付税額は92億564万6,000円となっております。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、今回新たに、エネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業の財源として交付される交付金で、低所得者支援分及び推奨事業分併せて3億7,823万6,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。補正予算の事業内容につきましては、別添資料4、令和5年度12月追加補正予算案概要で説明いたします。2ページをお開き願います。

2款総務費1項13目物価高騰対応重点支援事業費の、低所得世帯に対する臨時特別給付金事業は、対象となる低所得世帯に7万円を給付するもので、これにかかる事業費2億8,481万8,000円を計上しております。

次の重点支援事業費（観光課）分は、観光インフラとなっている貸切りバス及びレンタカー事業者に対する補助を行うもので、400万円を計上しております。

次の重点支援事業費（商工振興課）分は、生活物資高騰の影響を受けている市民生活の安定と、市内経済の活性化を図るため、プレミアム率50%の商品券を発行するもので、生活応援プレミアム付き商品券発行事業8,079万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、同じく、重点支援事業費（農林課）分の飼料価格高騰緊急対策事業は、配合飼料価格安定制度に加入する畜産農家に対して、生産者積立金の一部を支援するもので、211万5,000円を計上しております。

次の、肉用牛経営緊急支援事業は、国が発動基準価格を下回った場合に交付する支援交付金の対象とならない分について、県と併せて支援を行うもので、2,034万円を計上しております。

次の、肉用牛肥育経営安定特別対策事業は、肉用牛肥育経営安定交付金制度に要する生産者積立金の一部を支援するもので、179万3,000円を計上しております。

以上で、議案第78号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 市民部関係の低所得世帯に対する臨時特別給付金事業について御説明申し上げます。資料5の議案第78号関係資料1ページをお開き願います。

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援として、影響を特に受ける低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円の臨時特別給付金を支給するものでございます。対象者は、基準日が令和5年12月1日に壱岐市内に住所を有する世帯のうち、令和5年度住民税均等割非課税世帯、約4,000世帯を見込み、事業費総額2億8,481万8,000円を計上しております。

給付の方法につきましてはプッシュ型で実施予定であります。今回、住民税の課税者から世帯全員が扶養控除されていないことを確認する必要があり、4月補正で計上した3万円の給付金の対象者とは同一とならないため、前回の基礎データが利用できず、対象者の再判定が必要となります。

今後、国から詳細の通知があり次第、早急に要綱の改正等を行い、対象者の方への通知を、来月1月下旬を予定しており、給付金の振込開始は2月以降となる見込みで、事務を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 私のほうから、企画振興部関係の観光交通インフラ支援事業、生活応援プレミアム付き商品券発行事業について御説明いたします。資料5議案第78号関係資料の2ページをお開き願います。

まず、観光交通インフラ支援事業でございますが、資材価格等の高騰及び維持管理経費高止まりの長期化により影響を受けている市内の観光貸切りバス事業者及びレンタカー事業者に、事業経営と保有台数を維持してもらうために、対象車両の保有台数によって補助金を支給するものでございます。対象事業者といたしましては、補助金の対象となる事業者でございますが、壱岐市内に本社または支店を有し、壱岐市内で一般貸切り旅客自動車運送事業、自家用自動車有償貸渡業のいずれかを営業している事業者など、記載の4つの要件に該当する事業者としております。

次に、一般貸切り旅客自動車運送事業、自家用自動車有償貸渡業の対象車両についてでございますが、同事業者が使用する車両のうち、令和5年12月1日時点で事業用として使用（稼働）しており、申請日以降も継続して使用（稼働）する車両など、記載の6つの要件に該当する車両としております。

次に補助金の額でございますが、一般貸切り旅客自動車運送事業者にあつては、貸切りバス1台当たり8万円、自家用自動車有償貸渡業にあつては、レンタカー1台当たり1万円として

おります。申請期間は令和6年2月29日までとしております。今回の補正予算の額といたしましては、事業者へ車両台数を確認し、積算をした結果、事務費を含めまして400万円としております。

次に、3ページをお開き願います。生活応援プレミアム付き商品券発行事業でございます。概要としましては、生活物資高騰の影響を受けている市民生活と市内経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付き商品券を発行するものでございます。

発行内容としましては、3,000円分の商品券を2,000円で販売いたします。プレミアム率は50%でございます。総販売数は7万セット、お一人3セットまで購入可能で、市民皆様に広く御購入いただけるよう設定しております。発行総額は2億1,000万円です。事業実施形態でございますが、発行元である壱岐市商工会への補助金により実施いたします。

販売予定日は令和6年2月1日で、1次販売を2月9日まで、もし販売残がある場合は2次販売を2月19日から23日まで実施します。なお、1次販売につきましては、土曜、日曜日も販売する予定としています。

利用期限は令和6年3月31日日曜日まで、換金期限は令和6年4月30日火曜日までとしております。発行元は壱岐市商工会で、販売窓口は記載の4か所としております。なお、2次販売を行う場合の販売場所については別途お知らせします。

補正予算額は、発行事業費及び事務費を併せ、8,079万4,000円でございます。

以上で、観光交通インフラ支援事業、生活応援プレミアム付き商品券発行事業についての説明を終わります。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 私のほうからは、物価高騰対応重点支援事業費の農林課関係について追加説明を申し上げます。

議案資料5の4ページをお開きください。③飼料価格高騰緊急対策事業について御説明申し上げます。概要は、配合飼料価格安定制度に加入する畜産農家に対して、生産者積立金の一部を支援するものであります。事業内容は、生産者積立金に対して、県と同額のトン当たり200円とし、令和5年度の年間契約数量1万300トンに対して助成するものであります。

事業期間は、令和5年4月から令和6年3月までとしております。よって、補助金と事務費を加えた合計額211万5,000円を補正計上いたしております。

以下、配合飼料価格の推移、制度の基本的な仕組みについて、記載のとおりであります。

続きまして、5ページをお開きください。肉用牛経営緊急支援事業について御説明申し上げます。

ます。概要は、和子牛の平均価格が国事業の発動基準価格60万円を下回った場合に、和子牛生産者に対し、販売頭数に応じて四半期ごとに平均価格と活動基準価格との差額の4分の3の国の支援交付金の対象とならない4分の1の部分について、県と同額を一部支援するものであります。

事業内容について、下の表の第3四半期の計算例を御参照願います。まず、1段目は、四半期ごとのブロック別平均価格が国の発動基準価格の60万円を下回った場合に、国の保証基準価格の55万6,000円までは、その差額の4分の3が支援をされます。さらに、2段目は、ブロック別平均価格が全国平均価格を下回った場合に、保証基準価格55万6,000円と全国平均価格の差額の部分には10分の10の肉用子牛生産者補給金が支援されます。

さらに、3段目は、令和5年7月から制度拡充により、四半期ごとの全国平均価格と、四半期ごとのブロック別平均価格との差額の4分の3が支援をされます。4段目は、全国平均価格が国の合理化目標価格43万9,000円を下回った場合に、その差額が10分の9の肉用子牛生産者補給金が支援をされます。

このたび、国の4分の3の支援の、残りの4分の1の部分について、県と市で2分の1ずつ、補助率で申しますと、8分の1の支援を行うこととしております。よって、既に国の補填発動があった第2四半期と、第3四半期と、今後、補填発動が見込まれる第4四半期を、事業内容の記載のとおり試算を行いまして、補助金と事務費を加えた合計額2,034万円を補正計上いたしております。

事業期間は、令和5年4月から令和5年12月までとしております。

続きまして、6ページをお開きください。肉用牛肥育経営安定特別対策事業について御説明申し上げます。概要は、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）に要する生産者積立金4分の1のうち、県と同額の6分の1以内、上限額1頭当たり1,620円を支援するものであります。

事業内容は、令和5年度対象頭数として、1,100頭分を見込んでおります。

事業期間は、令和5年4月から令和6年3月までとしております。よって、補助金と事務費を加えた179万3,000円を補正計上いたしております。以下、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の概要について記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 事業別に質問をしてよろしいですか。

まず、物価高騰対策の7万円の支給についてお伺いします。緊急ということで、政府のほうも年末の閣議で決めましたが、この場合、よくこれまでの低所得者への支援の中で、住民税非課税世帯へという給付金の場合と、今回、住民税均等割非課税世帯、4,000世帯ということで、これまでより増えているというふうに考えますが、どのような違いがあつて、どのくらい増えているのかという点を、まず。

それから、先ほど説明されましたが、今回その審査に時間がかかるので、1月末までにということで、極めて緊急という割には、交付が遅くなるというような感じがするんですが、もう少しはっきりとした、給付対象者に対しては早くするとか、段階的に給付するとか、そういう緊急支援としての流れというのはできないものか、その辺り2点をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口議員、質疑3回目ですから、質問がまだあるなら1回言われたほうがよくないですか、続いて。どうぞ。

○議員（４番 山口 欽秀君） ほかの事業についてもですか。個別に事業ごとには区切つてはできないですか。

○議長（小金丸益明君） 質疑3回までですから、3回にとどまるならいいですよ。

○議員（４番 山口 欽秀君） まず、この問題で3回ってというのは駄目なんですか。

○議長（小金丸益明君） 1回の質疑あれば、答弁はできますから。

○議員（４番 山口 欽秀君） 全部聞くんですか。

じゃ、2つ目、観光交通インフラ支援事業として、推奨事業で、これまた生活支援じゃなくて、一部事業者への支援と出てきましたが、これも先日の補正予算にありましたように、なぜ観光業とかその辺りは上向きになってきて観光客も増えてきているのに、なぜ貸切りバスなのかということにやっぱり疑問を持ちます。

それから、レンタカーについても、コロナ前に大きくレンタカーを抱えた業者もいるわけですから、そういうところを一律に支援するという点でも、このコロナ後の状況を見ながらですけども、緊急支援として、もっと困っている一般市民への手だては考えられなかったのかと、そういうことを思います。

じゃ、次にプレミアム付き商品券のことですが、この券ですが、購入できるのはどういう場所でも、壱岐市内のいろんな小売店含めてできるのか。とりわけ、ガソリンとか灯油とか、そういうところでも買えるということで、このプレミアム付き商品券はあるのか、その辺りの商品券の中身について説明をお願いします。

それから、物価高騰で、飼料価格高騰緊急対策で、トン当たり200円の支援ということで、この積立金の契約というのは、年間契約なのか月ごとの契約なのか。年間契約であれば、

4月にこの年間当たりの飼料配合を何トン買うからということで、積立金にするのであれば、この積立金の執行というのはどういう形になるのか。事業期間が令和5年4月から来年3月までの間ですが、どういう積立金の効果として出されるのか、それでまず1つですね。

それからもう一つ。次の肉用牛経営緊急支援事業ですけども、昨今の12月は一定上がりましたが、60万円との差額、それも九州沖縄ブロックの平均との差が補填されると、そういう支援策であります。平均でありますから、壱岐でも80万、90万という高い牛もありましたし、二十何万という牛もありました。平均で五十何万と落ち着くんだろうと思いますが、農家の方で、やっぱり平均でやられることで、二十数万、30万という、そういう低価格の農家の方についても、差額である、この場合は4万4,000か、差額ですから、大きく牛を売り上げた方にもそういう差額が出るし、安い牛の方にも差額が来ると、そういう面での、農家にとっては牛が安いのにますます補助が少ないなという、そういう補填の制度だと考えますが、その点での平均との差で、平均より下回った農家に対する支援としては、考慮すべきことがあるんじゃないかということで、この事業についての市の立場をお聞かせください。

それから、最後の肉用牛については、国が4万2,000円、そして残りが生産者が1万4,000円出して、その1万4,000円の6分の1、6分の1を出すということで、その6分の1出るんですが、生産者の方はこれを聞いて、出ていいなということでしたけども、実際に牛マルキンの制度で、経営が極めて安定するかということという心配されていたんですね。そういう意味で、積立金の支援以外には考えられなかったのか。この肉牛の対策としてね。

ですから、今後、飼料代がどんどん高くなるわけですから、いく傾向にありますから、そういう点での支援策として、もう少し広い考え方で、この積立金以外には考慮されなかったのかをお聞かせください。

以上であります。

○議長（小金丸益明君） 山口議員の質疑に対する答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、この臨時特別給付金事業の対象者、住民税均等割非課税世帯ということで、この要件につきましては、前回の3万円の給付と変わらないところでございます。今回、先ほども説明いたしましたところですが、その対象者の中で、他の課税世帯、課税者から、世帯全員が扶養控除をされていないというところが、今回、前回の制度と違うところでございます。その内容を確認するために、一定の期間が必要であるということでございます。

そして、これまでよりも予算額につきましては増えております。内容につきましては、先ほど申しましたように、約4,000世帯ということでございますが、給付金の額が3万円から7万円に上がっていること、そして、前回の予算のときの世帯数につきましては4,600世帯で

ございました。それから実績といたしましては、4,390世帯ということになっております。

今回は、先ほど申しますような、世帯全員が他の課税者から扶養控除されていないというところがございますので、その分、若干、今回予算の提案といたしましては4,000世帯と見込んでおるところでございます。

そして次に、緊急支援と言いながら、早急に給付をすべきじゃないかということでございますが、先ほど申しますような内容から、対象者については再判定を行う必要がございます。前回の基礎データが利用できないということですので、この確認に一定の期間が必要ということになります。予定といたしましては、先ほど申しましたように、1月下旬に通知をするということでございますが、極力、努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、観光交通インフラ支援事業のレンタカーの部分でございますけども、これまでも交付金につきましては、市民生活に影響のある事業者の支援をまいりました。今回の補正につきましては、先ほど山口議員も言われましたように、観光客も増えてきております。その中で、貸切りバスやレンタカーの維持にかかる物価高騰等の影響がございますので、二次交通の面からもレンタカー、貸切りバスの保有の維持をしてもらうために、今回、観光交通インフラ支援事業として計上させていただいております。

それから、プレミアム付き商品券の販売箇所でございますが、一応どこでも購入できるようになっております。使えないものが、公共料金の支払い、それから電子マネーへのチャージ、島外への渡航費というところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

農林課関係でまず、1問目の飼料価格高騰緊急対策事業の配合飼料価格安定制度が、契約が年間契約なのか、それとも月ごとの契約なのかといったことでございます。ここに記載のとおり、この事業は年間契約で契約をされているところでございます。

続きまして、2番目の肥育牛経営緊急支援事業で、平均価格を下回った農家へ配慮すべきだというお考えでございますけども、通常、価格がよいときも、価格が低い方、高い方がございまして、これはそれぞれの飼育技術、それからまた系統等、いろいろとの要因で、価格には差があるわけでございます。それで、今回の事業はあくまで平均価格のところ約10万円ぐらいになります。農家の方が高く売っても低い価格になっても、その価格が上乗せをされた形で支

援をされていくということになりますので、この制度上、御理解をいただきたいというように思います。

それから、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の牛マルキンについてですけれども、まだほかに広い視野での支援が必要ではないのかということですが、9月補正において、配合飼料等について、トン当たり2,000円の支援をしてきておりますし、それからいろんな飼料価格等の生産費についても、当初予算で高騰分についての支援をしておりますので、そういったその当初予算、そして9月補正、そして今回の12月補正と切れ目なく支援をすることで、経営継続支援を図っていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、1つ目の低所得者の7万円というのは、緊急に支援するというので国のほうもやったわけですから、1日でも早く、そしてできるだけ、この場に出したわけですし、早急な手だての方法を取って、支給をしていただきたいなというふうに思います。

それから、観光事業についてですが、もう貸切りバスについては、年頭1月の七社巡りで貸切りバスの契約お願いをしたら、もう値上げされているんですね、壱岐交通のほう。去年よりも値上がりしてるわけですよ。この物価高の中で、壱岐交通としても対応しているんですよ、利用料が上がっている。

そういうところにしわ寄せが、結局、市民には来てるわけですよ。その上にこのような貸切りバスを支援すると。じゃなくて、老人会が貸切りバス借りるなら、老人会に貸切りバス利用代の補助をすとか、そういう手は考えられないのかということをお私は思います。業者は使用料も上げ、そして市からも補助金をもらう、こういう二重のものになっているというふうに思います。

それから、プレミアム付き商品券、いつも思うんですが、高齢者とかなかなか動きが取れなくて購入が難しいという人がいるわけです。その人たちに、誰一人取り残さないと言いながら、やっぱりきめ細かな交流の手はずがあるのかないのか、この場合だったらないですよ、買いに行ってくださいということですから。そういう点で配慮が足りないのではないかなと。

それから、飼料高騰のところですが、これ年度当初ですから、これは今年の4月に遡って積立金を積みますと、そういうことになるのか、実際に飼料代が、今、令和5年4月が9万9,000円幾らですけども、急激な値上がりになった場合について、その値上がり分についての補填ですから、一定高い水準で飼料価格が安定すると、高い価格で飼料代を買うだけで、農家への補填がないという、そういう制度であると思いますね。そういう点で、この積立金の制

度への補助はいいですけども、実際に農家の恩恵がどれだけ来るのかというのは、疑問に思います。

それから、肉用牛の経営についてですが、このように60万円との差が出されるというのは結構ですけども、これ以外に、やっぱり畜産を支えるために、どうしても牛が安くしか売れなかったというような、そういう農家にも、農家の責任というよりは、やっぱり全体として畜産を支える点で何か支援策が必要ではないかなというふうに思います。

それから、肥育牛のこの牛の積立金については、肥育牛をやっている方とお話して、いいよと、まあいいんじゃないかということで歓迎は受けましたが、それ以外に、今、努力している肥育牛の方、海外からトウモロコシが入らないので、壱岐でトウモロコシを作ると、それからWCSを作って買うと、そういう地区が協力してやっている体制にもう少し支援を欲しいと、その辺りを市のほうがきめ細かく見ていただいた補助が欲しいなど、そういう意見がありましたので、そういう意見も取り入れて今後していただけたらなというふうに思います。

質問については、答えていただきたいのは飼料価格高騰対策で、この200円のトン当たりの年間契約でということですが、この200円は、いつ農家に支払われるという形での契約になるのか、それをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の追加質問で、配合飼料価格安定制度のところの支援がいつ支払われるのかということでございますが、これは四半期に分けて、年間4回に分けて、そのときの、いわゆる国が決めております価格の基準を上回った場合に、その計算方法に基づいて支援がなされておまして、これまで令和2年度の第4四半期から、令和4年度の第4四半期まで、四半期ごとに通常補填基金と異常補填基金から、それぞれ単価として支払われておまして、その後、令和5年度は国が予算措置をしまして、緊急補填単価ということで、緊急補填措置で補助金が支払われておまして、そのようなことで四半期ごとに農家の方には支払われるようになっております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） すいません、ちょっと質問が悪くて、この市が200円の生産者積立金を今回支援対策としてやるわけでしょう。これは、農家にいつ支払われて、農家がいつこの積立金の効果を得るといことになるのかということの質問です。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の追加質問にお答えをいたします。

一応、これは農協のほうで取りまとめを行ってありますので、もう既に申請されている内容

は分かっておりますので、JAで1本で申請をしていただきまして、年度内になるべく早い時期に交付はしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、発議第2号を議題とします。提出議案の説明を求めます。7番植村圭司議員。

〔議員（7番 植村 圭司君） 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 発議第2号、令和5年12月22日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

提出者、苓崎市議会議員植村圭司。賛成者、同じく、中原正博、同じく、山口欽秀、同じく、武原由里子。

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

核兵器禁止条約の実効性を高めるための指導的役割を果たすことを求める意見書。

核兵器禁止条約締約国会議が、既に2回開催されました。昨年6月の第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や、核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書であるウィーン

宣言と、具体的な手順や行動を定めたウィーン行動計画が採択されました。

また、本年、11月27日から12月1日に開催された第2回締約国会議では、検証可能かつ不可逆的な核廃絶が急務だと訴える政治宣言が採択されました。この2回の会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっています。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国をはじめ、多くの国が参加し、議論が行われることが重要です。

なお、2回の核兵器禁止条約締約国会議には、長崎、広島両市長が出席しています。本年11月29日の第2回締約国会議で、長崎市の鈴木市長は、世界中の誰にも二度と同じ体験をさせてはならないという被爆者の思いを受け継ぎ、世界に伝え続けていくことを約束する、長崎を最後の戦争被爆地とするために、とスピーチしました。

被爆から75年以上が経過した今もなお、核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。

よって、次の事項を行動に移すことにより、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう、強く要望いたします。

1、核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。

2、その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年12月22日、長崎県壱岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（7番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略す

ることに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第30、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信しており、関係議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定いたしました。

日程第31. 委員会の閉会中の継続調査の申出の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第31、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

会議規則第111条の規定により、議会運営委員会委員長、総務文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から継続調査の申出があり、タブレットに配信しております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和5年壱岐市議会定例会12月会議の閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、1月23日から本日まで、333日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営にあたる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、長崎県内における感染症の発生動向については、5シーズンぶりにインフルエンザ流行の警報が発表されました。これから年末年始にかけて人の流れが活発になることから、さらなる感染拡大が予想されます。市民皆様におかれましては、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、去る12月3日及び9日に、平戸市総合運動公園ライフカントリーほかで開催された、第15回米濱・リンガーハットカップ長崎県ジュニアサッカー大会において、壱岐少年サッカークラブが、見事、初優勝を果たしました。来年3月に宮崎県で開催されるJ A全農杯全国小学生選抜サッカー大会九州大会での、素晴らしい結果を期待いたしております。

また、長崎県などが主催する、「みらいのまちってこんなまち」、夢のある将来のまち、つくってみたいまちをテーマとした、第35回長崎県まちづくりの絵コンクールにおいて、盈科小学校5年牧山空未さんが、772点の応募作品の中から最優秀賞を受賞されました。

このところのスポーツ、文化等、各分野での子どもたちの活躍は目覚ましいものがあり、さらなる活躍を期待いたしております。

これからの気候は、大変寒くなることも予想され、空気が乾燥し、暖房器具を使う機会も多くなることから、市民皆様におかれましては、火の取扱いに十分御留意され、火災予防に努めていただきますようお願いいたします。

本年も残すところ僅かとなりました。本日は、冬至でございます。一陽来復、全てがそのようになることを願うものでございます。この1年間の市民皆様、並びに議員皆様の市政に対する御理解、御協力に対し、改めてお礼と感謝を申し上げますとともに、これから年末年始に向け、大変、御多忙な時期となってまいります。市民皆様におかれましては、体調管理には十分御留意され、お健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げ、閉会の挨拶と

いたします。

本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 私からも閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今年もコロナ禍対策に始まり、市民生活に関わる様々な問題、課題が発生いたしました。当市議会では、それらに対応すべく、会議での議案審議等により、市民皆様から寄せられる御意見を含めて、市の施策へ反映することができたと自負いたしております。

来春は、市長選挙と同時に、市議会議員の補欠選挙が実施されます。選挙は民主主義の根幹であります。特に、市議会は多様な住民の参画することに意義があるとされております。

市民お一人お一人が市議会へ理解と関心を持って参画いただきますようお願い申し上げます。

結びに、市民皆様並びに本会議御出席者各位には、御健勝にて明るい新年を迎えられますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和5年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって令和5年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって令和5年壱岐市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 土谷 勇二

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 豊坂 敏文